

永平寺町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

令和3年3月15日

福井県吉田郡永平寺町長 河 合 永 充

永平寺町条例第8号

永平寺町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例

永平寺町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例(平成18年永平寺町条例第148号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「315人」を「412人」に改め、同条中第2項を第4項とし、第1項の次に次の2項を加える。

- 2 消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令(昭和31年政令第346号。次項において「政令」という。)第4条第1項第1号の規定に基づく条例定員は、前項の団員の定員とする。
- 3 政令第4条第3項の規定に基づく条例定員は、第1項の団員の定員から任用に当たって従事すべき消防団事務の範囲が極めて限定されており、かつ、当該消防事務の量、困難性等、団員間の衡平その他の事情に照らして退職報償金を支給することが適当でない団員(機能別団員のうち、大規模災害時活動支援員に該当するもの97人)を控除した数とする。

第8条後段を削り、同条に次のただし書を加える。

ただし、機能別団員のうち、大規模災害時活動支援員については、町長及び団長があらかじめ協議し、別に定めるところにより出動するものとする。

第8条に次の1項を加える。

- 2 団員(機能別団員を除く。)は、前項の規定により出動しない場合であっても、水、火災その他の災害を知ったときは、あらかじめ指定するところに従い、直ちに出勤し、職務に従事しなければならない。

第16条に次の1項を加える。

- 4 機能別団員については、別に定める被服等を支給する。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。